

大阪市規則第40号

大阪市改革プロジェクトチームの設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則

大阪市改革プロジェクトチームの設置及び運営に関する規則（平成23年大阪市規則第142号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>市民サービスの拡充と都市の成長及び発展</u>が持続的に確保される効果的かつ効率的な行財政運営の実現に向けて行財政改革を着実に推進するとともに、住民主体の自律的な運営が行われる地域社会の実現に向けた取組を推進し、併せて区長の権限及び責任の下で区政運営が行われる仕組みの充実を図るため、本市に大阪市改革プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務に係る区役所並びに局及び室（大阪市委務分掌条例（昭和38年大阪市条例第31号）第1条に掲げる局及び室、会計室、消防局、水道局、教育委員会事務局、行政委員会事務局並びに危機管理室をいう。以下同じ。）に対する指導に関する事務を所掌する。</p> <p><u>(1) DXの推進に関すること</u></p> <p><u>(2) 官民連携の推進に関すること</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>市民生活の安定と都市の成長発展</u>が持続的に確保される効果的かつ効率的な行財政運営の実現に向けて行財政改革を着実に推進するとともに、住民主体の自律的な運営が行われる地域社会の実現に向けた取組を推進し、併せて区長の権限及び責任の下で区政運営が行われる仕組みの充実を図るため、本市に大阪市改革プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p><u>(1) ICTの活用に関すること</u></p> <p><u>(2) 経営システムの見直しに関すること</u></p>

<p><u>(3) 人材育成に関すること</u></p> <p><u>(4) 人事マネジメントに関すること</u></p> <p><u>(5) 地域社会における住民自治の拡充に関すること</u></p> <p><u>(6) 区長の権限の拡充に関すること</u></p> <p><u>(7) 公共施設のあり方に関すること</u></p> <p><u>(8) 歳入の確保に関すること</u></p> <p><u>(9) 施策及び事業の点検及び精査に関すること</u></p> <p>〔10 略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>〔2～5 略〕</p> <p>6 リーダーが指名する区長をもって充てるサブリーダーは、<u>前条第5号及び第6号</u>に掲げる事務に関しリーダーを補佐するとともに、住民に近い区政運営の観点から、<u>同条第1号から第4号まで及び第7号から第10号までに掲げる事務</u>に関しリーダーを補佐する。</p> <p>〔7～14 略〕</p>	<p><u>(3) 公共施設のあり方に関すること</u></p> <p><u>(4) 施策及び事業の見直しに関すること</u></p> <p><u>(5) 人事制度の見直しに関すること</u></p> <p><u>(6) 歳入の確保に関すること</u></p> <p><u>(7) 地域社会における住民自治の拡充に関すること</u></p> <p><u>(8) 区長の権限の拡充に関すること</u></p> <p><u>(9) 人材育成に関すること</u></p> <p>〔10 同左〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>〔2～5 同左〕</p> <p>6 リーダーが指名する区長をもって充てるサブリーダーは、<u>前条第7号及び第8号</u>に掲げる事務に関しリーダーを補佐するとともに、住民に近い区政運営の観点から、<u>同条第1号から第6号まで、第9号及び第10号</u>に掲げる事務に関しリーダーを補佐する。</p> <p>〔7～14 同左〕</p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。